

| | | | |
|-------|-----------|-----------|-------------|
| 発 信 者 | 警 察 本 部 長 | 発 信 年 月 日 | 2 . 3 . 1 9 |
| 宛 先 | 所 属 長 | 担 当 課 | 警 務 課 |

長野県警察サイバーセキュリティ重点施策の改正について

サイバー空間の脅威への対処に関し、本県警察が重点的に取り組むべき施策については、本部長通達「長野県警察サイバーセキュリティ重点施策の制定について」（平成31年2月15日付け、以下「旧通達」という。）を発出し、組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進しているところであるが、令和2年度の組織改正等を踏まえ、別添のとおり「長野県警察サイバーセキュリティ重点施策」を改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

長野県警察サイバーセキュリティ重点施策

| | |
|----|---|
| 第1 | サイバー空間の脅威への対応の強化 |
| | <p data-bbox="215 224 845 257">1 サイバー犯罪に対する捜査等の推進</p> <p data-bbox="247 257 1434 616">(1) 高度な情報技術を悪用したサイバー犯罪に係る捜査の推進 高度な情報技術を悪用したサイバー犯罪について、サイバー犯罪捜査課を中心に、端緒の的確な把握及び積極的な捜査を推進する。 最新の技術・サービス動向に関する情報や知見を収集し、より多角的な捜査手法を検討・活用の上、効果的な手法については全所属で共有する。 企業等のアクセス管理者に対して、不正アクセス行為を認知した場合は警察に通報するよう要請するなど、不正アクセス行為が潜在化しないように努める。</p> <p data-bbox="247 616 1434 1008">(2) サイバー犯罪に関与する犯罪組織の取締りなどの推進 サイバー空間を悪用する犯罪組織の更なる実態解明を図るため、犯罪組織により敢行されるインターネットを利用した各種犯罪の取締りを推進する。 暴力団等の犯罪組織がサイバー犯罪に関与して得た収益を資金源としている実態がみられることから、実態解明に資する情報の収集・分析を徹底する。 インターネットバンキングに係る不正送金事犯や仮想通貨の不正送金事犯に対処するため、サイバー捜査共助を活用し、効率かつ効果的な捜査を実施し、組織的なつながりなどの実態解明を推進する。</p> <p data-bbox="247 1008 1434 1478">(3) 効率かつ効果的な捜査の推進 ア 適切な部門間の分担及び連携の推進 高度な専門的知識及び技術を要さないネットワーク利用犯罪は、各事件主管課において主体的に捜査を行う。 サイバー犯罪捜査課において各事件主管課を適切に支援し、部門間の分担及び連携を推進する。 イ 合同・共同捜査等の推進 管轄区域を越えて行われるサイバー犯罪に対して、サイバー犯罪捜査情報等共有システム等を活用して情報共有を図り、合同・共同捜査及び捜査共助をより積極的に推進する。 他の都道府県警察との一斉取締りを実施するなど、犯罪抑止に資する捜査活動を積極的に推進する。</p> <p data-bbox="247 1478 1434 1904">(4) 違法情報・有害情報対策 ア インターネット上の違法情報の積極的な取締りの推進 インターネット・ホットラインセンターから通報される違法情報について、悪質性の高い情報に重点を指向した違法情報の取締りを推進する。 合理的な理由なく違法情報の投稿を放置・助長しているサイト管理者の取締りを推進する。 イ 違法情報等の把握・削除依頼の推進 サイバーパトロールを推進し、違法情報や自殺誘引情報を始めとする有害情報の積極的な把握に努め、把握した情報については、サイト管理者に対して削除依頼を確実に行う。</p> <p data-bbox="247 1904 1434 2060">(5) インターネットを利用した児童を対象とする性犯罪の取締りの推進 児童を対象とする性犯罪の取締りを推進し、特に悪質な、低年齢児童を性的好奇心の対象とする者による児童ポルノ事犯等に対する取締りを徹底する。</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>(6) 新たな犯罪手口、脅威情報等の情報収集・分析の推進 I・T機器に対する不正アクセスや不正プログラム感染等、新たな犯罪手口や脅威となり得る技術等を把握するため、サイバー空間の動向に関する情報の収集・分析及び共有を図る。</p> |
| | <p>(7) 情報技術の解析の推進 難易度に応じて自所属又は情報技術解析課、捜査支援分析課若しくはサイバー犯罪捜査課による情報技術の解析を推進する。 高度な解析は情報技術解析課を通じて、警察庁高度情報技術解析センターにおいて、解析を推進する。</p> |
| 2 | <p>国の公安を脅かす事案の防止及び対処</p> |
| | <p>(1) 脅威情報の収集・分析の推進 特定の攻撃集団等の関与の疑い、特定分野を標的とした攻撃の顕在化等のサイバー攻撃に係る情勢を的確に捉え、攻撃者につながる可能性のある情報、関連が疑われる事案の情報等の収集・分析を推進する。 大規模イベントにおいては、サイバー攻撃対策と警備諸対策等が一体となった態勢を確立し、イベントの安全に関する集約・分析を行う。</p> |
| | <p>(2) 実態解明及び被害防止の推進 サイバー攻撃事案発生時において、関係部門が連携し、迅速な初動措置、捜査その他の措置を的確に実施する。 サイバー攻撃の実態解明に必要な情報を収集・分析し、分析結果を元に対象事業者を個別訪問するなど、被害の未然防止・拡大防止に係る措置を行うなど、被害の防止を図る。</p> |
| | <p>(3) 事案対処能力の強化 サイバーテロ対策協議会やサイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク等の枠組みを通じて、被害の未然防止・拡大防止に資する的確な対策の助言、情報共有の推進、実戦的な共同対処訓練を実施する。 事案発生時は、関係機関と連携し、被害拡大対策を図って社会全体への影響を最小限にとどめる。</p> |
| | <p>(4) サイバーフォースによる技術支援の活用 警察庁サイバーフォースセンターと連携し、サイバー攻撃に係る技術情報等の調査・収集・分析結果を共有し、被害の未然防止・拡大防止への活用を推進する。</p> |
| 第2 | <p>警察における組織基盤の更なる強化</p> |
| 1 | <p>部門間連携の推進</p> |
| | <p>(1) 部門間の連携強化の推進 サイバー空間における情報の収集・分析並びにサイバー空間の脅威への対処に係る人的基盤及び物的基盤の強化その他の取組の連携・調整を行うための態勢を確保し、部門間の連携強化を推進する。 顕著な実績に対する的確な賞揚を実施し、捜査能力の更なる研鑽を促す。</p> |
| | <p>(2) 人的資源及び物的資源の部門横断的な活用の推進 サイバー犯罪・サイバー攻撃への対処に従事する警察職員的能力、配置状況、資機材の機能及び配備状況等について把握し、人的資源及び物的資源の部門横断的な活用を推進する。</p> |
| 2 | <p>サイバー空間の脅威への対処に関する人的基盤の強化</p> |
| | <p>(1) 計画的な人材育成の推進 サイバー捜査及び情報通信技術に関する知識レベルごとの育成数の目標及び達成年度を定めた計画的な人材育成を推進する。 サイバー捜査の適性及び能力を有する人材については、人材育成の実施状況に関する情報を部門横断的に集約・管理し、体系的かつ段階的な</p> |

育成を図り、高度な知識・技術を必要とする業務に継続的に従事させるなど、その特性を踏まえた適材適所の人事配置に努める。

(2) 実践的な教養の推進
職員同士がサイバーセキュリティに関する知識・技能を競うコンテストの実施に取り組む。

(3) 人材確保のための取組の推進
採用試験及び昇任試験において、情報セキュリティに係る資格保有者を加点するなど、サイバー空間の脅威への対処に関する素養のある人材の効果的な採用・登用方策に取り組む。

(4) 専門的捜査員の育成の推進
ア 部内教養や実務を通じた育成の推進
サイバー捜査部門以外の捜査員にサイバー犯罪捜査課の兼務をかけるなどにより、サイバー捜査経験をより多く積ませるほか、先進警察との合同・共同捜査への積極的な参画及び人事交流の推進等により、捜査員の能力の向上を図る。
イ 情報技術解析部門との人事交流の推進
情報技術解析に関する知識・技能を向上させるため、情報技術解析部門との人事交流の拡大を検討する。情報技術解析部門から帰任した捜査員は、その経験を活用できるサイバー捜査部門等へ優先的に人事配置を行う。
ウ 民間事業者等の知見の活用
情報通信技術に係る高度で専門的な知識やノウハウを有している民間事業者への一定期間の職員の派遣・研修等を行う。

(5) 警察全体の対処能力の底上げ
全警察官に基本的なサイバー捜査要領に関する知識を取得させる。
幹部に対するサイバーセキュリティに関する教養を推進し、サイバー空間の脅威に対して部門横断的かつ効果的な対応がなされるよう取り組む。

(6) 情報技術の解析に係る教養の推進
ア 解析能力・事案対処能力の向上に係る教養の推進
最新のサイバー攻撃・防御手法や不正プログラム解析技術といった民間事業者の知見を活かした研修により、能力の向上を図る。
イ 電磁的記録の適正な取扱いに向けた取組の推進
電磁的記録の解析を捜査に的確に活用するため、講習会や巡回教養を実施するなど、電磁的記録の適正な取扱いに向けた取組を推進する。

3 情報収集・分析及び情報技術解析態勢の強化

(1) 脅威の実態解明を支える情報収集・分析態勢の強化
脅威情報の収集・分析に資する技術・サービスを活用し、サイバー空間の脅威に関する情報の収集・分析及び実態解明のための態勢を強化する。

(2) 資機材の整備の推進
最新の情報通信技術に対応するため、サイバー捜査対策に必要な資機材、情報技術の解析に必要な資機材等の整備・拡充を推進する。

4 警察における堅牢な情報セキュリティ対策

(1) 全警察職員の情報リテラシーの向上に係る取組の推進
警察情報セキュリティポリシーに基づき、警察が保有する情報の組織的な管理を徹底し、情報セキュリティ教養等により、全警察職員の情報リテラシーの向上に向けた取組を推進する。

(2) 情報流出防止対策の推進
インターネット端末等における不正プログラムの挙動検知等の多層防御を講じるとともに、インターネットを利用する職員を対象とした標的

| | |
|----|--|
| | <p>型メール攻撃対処訓練や同訓練に対するリカバリー訓練のほか、ウイルス検知事案発生時における対処訓練を実施するなど、効果的な情報流出防止対策を推進する。</p> |
| | <p>(3) 情勢に応じた情報セキュリティ対策の推進 情報セキュリティ監査、情報システムの脆弱性試験等の結果やソフトウェアの脆弱性情報等を基に、情報セキュリティ上のリスクに適切に対処するなど、情報セキュリティをめぐる情勢に応じた情報セキュリティ対策を推進する。</p> |
| | <p>(4) C S I R T の対処能力強化の推進 情報セキュリティインシデントに対し、組織的な対処が図られるよう、情勢の変化を捉えた実践的な訓練・教養を実施するなど、C S I R T の対処能力の強化を推進する。</p> |
| 第3 | 国際連携及び産学官連携の推進 |
| 1 | 国際連携の推進 |
| | <p>(1) 国際捜査共助の枠組みの活用 警察庁を通じ I C P O ルート、外交ルート、刑事共助条約(協定)及びサイバー犯罪に関する条約に基づくルートのほか、G 7・24時間コンタクトポイント等を活用し、迅速かつ的確な国際捜査を推進する。</p> |
| | <p>(2) 外国捜査情報の収集 警察庁を通じて国際的なサイバー捜査情報の収集に努める。</p> |
| 2 | 産学官の知見等を活用した対策の推進 |
| | <p>(1) 日本サイバー犯罪対策センター(J C 3)等との連携の推進 J C 3 と連携し、産学官それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処経験を各部門と共有するなどの取組を推進する。</p> |
| | <p>(2) インターネットバンキングに係る不正送金事犯等の被害防止対策の推進 金融機関と締結したサイバー犯罪共同対処協定による連携を強化し、セキュリティ機能強化のための注意喚起、凍結口座情報やフィッシングサイト情報の提供を行う。 不正プログラムに感染した端末の利用者等が判明した場合には、プロバイダ等を通じて注意喚起を実施する。</p> |
| | <p>(3) 民間事業者等とのパートナーシップの構築の推進 産学官による「サイバーセキュリティに関する協定」のほか、更なる民間事業者等とパートナーシップの構築を推進する。</p> |
| | <p>(4) 海外の偽サイト等に対する対策の推進 相談又は被害届を受理した海外の偽サイト等に関する情報を集約し、警察庁を通じてウイルス対策ソフト提供事業者等に提供し、これらのサイトを閲覧しようとするインターネット利用者の画面に警告表示を行うなどの対策を推進する。</p> |
| | <p>(5) 事後追跡可能性の確保 ア 通信履歴の保存等に関する取組の推進 関係事業者に対して通信履歴の保存や保存期間の延長に資する取組の推進について働き掛けを行う。 イ 公衆無線LANの事後追跡可能性の確保 政府における公衆無線LANのサイバーセキュリティの確保のための施策と連携を図りつつ、事後追跡可能性の確保の観点から、関係機関等と連携して必要な対策を検討する。 ウ 本人確認徹底の要請等 データ通信専用S I Mカード等契約者及びインターネットカフェ利用者の本人確認等に関する防犯指導を推進する。</p> |

| | |
|---|---|
| 3 | <p>民間事業者等における自主的な被害防止対策の推進</p> <p>(1) 社会全体におけるセキュリティ意識の向上 自治体、民間事業者・団体等と連携し、I o T機器に関する脅威情報、インターネットバンキングに係る不正送金事犯、インターネット上の新たなサービスを悪用した事案等の情報を広く県民に共有する。</p> <p>(2) 児童や保護者等に対する広報啓発活動の推進 児童を対象とする性犯罪の被害防止やインターネット上の違法情報・有害情報の閲覧防止のため、児童、保護者及び教育関係者等に対し、被害の現状及びフィルタリング等の対策に関する広報啓発活動を推進する。</p> <p>(3) サイバーボランティアの活動支援 自主的な防犯活動を行うボランティアを育成・支援するなど、社会全体でサイバー犯罪に立ち向かう気運の醸成に向けた取組を推進する。</p> <p>(4) インターネット観測結果の広報 警察庁ウェブサイト「@police」等の公開情報に基づき、重要インフラ事業者やインターネット利用者等に対して、サイバー空間の脅威に対する適切な対策を促す。</p> |
|---|---|